

制定 平成 29 年 7 月 21 日  
改定 令和 2 年 12 月 18 日(い)  
改定 令和 3 年 12 月 17 日(ろ)

## 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム 電磁的方法による総会の招集通知並びに議決権の行使に関する規程

(総則)

第 1 条 この規程は、建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム（以下「本会」という）規約第 24 条第 5 項の規定による電磁的方法による総会の招集通知、議決権行使の詳細について定める。(ろ)

(電磁的方法の種類)

第 2 条 電磁的方法による総会の招集通知、議決権の行使は電子メールの方法によるものとする。(ろ)

(利用環境)

第 3 条 電子メールによる総会の招集通知の受領、議決権の行使、参考資料等の閲覧のために必要なパソコンの環境は、会員及び理事が用意することとする。(ろ)

(電子メールアドレスの登録)

第 4 条 会員は、会員自身だけが使用できる電子メールアドレスを事務局に本会所定の書面により届け出る。なお、携帯電話のメールアドレスは、登録できないこととする。

2 会員は、登録した電子メールアドレスを変更あるいは削除するときは、事務局に本会所定の書面により届け出る。

(理事長から会員へ発する総会招集通知)

第 5 条 電磁的方法による会員への総会招集通知は、理事長から会員の電子メールアドレスに宛てて電子メールを発してするものとし、当該電子メールは、通常到達すべきであった時に到達したものとする。

2 理事長から会員に発する総会招集通知にかかる電子メールには、以下各号を記載又は添付するものとする。

- 一 総会の日時及び場所
- 二 総会の目的である事項があるときは、当該事項
- 三 総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨及び書面による議決権の行使の期限
- 四 総会に出席しない会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨及び電磁的方法による議決権の行使の期限
- 五 議題等及びその関連資料（関連資料は電子メールに電子ファイル（会員の電子計算機で閲覧又は編集が可能な形式に限る。）を添付する形式とすることができる。以下同じ。）

- 六 その他、書面又は電磁的方法により総会において議決権を行使するにあたり必要な事項
- 3 前項第三号による議決権行使期限日時は、あらかじめ予想される会員への電子メール到着日時を起点として、7日目以降としなければならない、これをもって規約第24条第3項に規定する通知をしたものとみなす。ただし、緊急の場合はこの限りでない。
  - 4 会員から、電子メールによる総会招集通知を受けない旨の書面又は電子メールによる申し出があった場合には、当該会員に対する総会開始通知は書面を発してするものとする。
  - 5 理事長から会員の電子メールアドレスに宛てて発した電子メールによる総会招集通知が会員に着信しない場合には、通知は書面を発してするものとする。この場合、招集通知発送時期について定めた規約第24条第3項の規定は適用しない。

(電磁的方法による会員の議決権の行使等)

- 第6条 会員は、電磁的方法による総会において、本規程第5条第2項によりあらかじめ通知のあった事項について電子メールにより議決権を行使しようとする場合は、理事長の電子メールアドレスに宛てて電子メールを発してするものとし、当該電子メールは、通常到達すべきであった時に到達したのものとする。
- 2 会員は、本規程第5条第2項によりあらかじめ通知のあった事項について疑義あるときは、意見を添え、理事長の電子メールアドレスに宛てて電子メールを発して提出することができる。
  - 3 会員は、規約第22条(2)又は(3)に関する事項について、電磁的方法により議決権を行使してはならない。
  - 4 書面と電子メールにより二重に重複して議決権が行使された場合は電子メールによるものを有効な議決権行使として取り扱うものとする。
  - 5 電子メールにより議決権を複数回行使した場合は、最後に送信されたものを有効な議決権行使として取り扱うものとする。
  - 6 電子メールにより議決権を行使した会員が総会に出席した場合又は代理人出席による議決権行使を行った場合は、電子メールによる議決権行使を無効なものとする。

(理事長による会員への総会終了報告)

- 第7条 電磁的方法による会員への総会終了報告は、理事長から会員の電子メールアドレスに宛てて電子メールを発してするものとし、当該電子メールは、通常到達すべきであった時に到達したのものとする。
- 2 総会終了報告の発出は、総会終了の日(規約第29条により総会の決議があったものとみなされた場合及び規約第30条により総会への報告があったものとみなされた場合には、当該みなされた日)より1か月以内に発するものとする。
  - 3 総会議事録については、本会のWebサイトへの掲載とし、会員により議事録請求があった場合には、当該書面の写しを電子メールの添付にて送付するものとする。(い)

第8条 削除(ろ)

(規程の変更)

第9条 この規程の改正は総会の議決を経て行う。(ろ)

附則

1. この規程は、平成29年7月21日より施行する。

附則(い)

1. この改正は、令和2年12月18日から施行し、令和2年10月1日に遡及して適用する。

附則(ろ)

1. この改正は、令和3年12月17日から施行する。